

住居表示台帳データの一般公開について

住居表示台帳データについて、区民の利便性向上と区政情報の透明性の確保、利用促進等を目的として、住居表示台帳データの一般公開及びオープンデータ化の検討を行っている。ついては、住居表示台帳データの一般公開に向けた検討状況について以下のとおり報告する。

1 現状と課題

住居表示台帳事務では、区内の街区（全3,487街区）や街区内の建物の住居番号などを管理している。令和6年度に新たに建物その他工作物新築届の受付手続きにおける電子申請を導入し、その利用率が令和6年12月末時点で約46%となるなど、区民の利便性の向上に取り組んできている。

一方で、住居表示台帳の閲覧や写しの交付事務にあっては以下のような現状と課題がある。

(1) 個別の建物の住居番号の確認

区内の建物の住居番号の確認は、窓口に来庁するか電話での問い合わせが必要となる。特に電話での確認では、口頭での建物の正しい位置関係の把握が難しく、来庁し、台帳での確認などが必要となるケースもある。

(2) 住居表示台帳の写しの交付等

住居表示台帳の写しについては、区役所に来庁して交付申請書を提出し、内容確認のうえ交付を受ける必要がある。また、交付にあたっては1街区当たり300円の交付手数料が必要（対象街区内の建物その他工作物の所有者等は無料）となる。

2 今後の対応

一般公開に向けて中野区公開型GIS「なかのデータマップ」を活用した住居表示台帳のオープンデータ化に向けた取組を進める。住居表示台帳のうち、個人名や建物名等を除く公開可能なデータをなかのデータマップ上で公開することにより、区民や事業者が閲覧やオープンデータとしてダウンロードして自由に利用可能とする。

また、住居表示台帳データの一般公開に合わせ、住居表示台帳の写しの交付手数料等について実費相当額とする見直しを進める。

3 一般公開及びオープンデータ化により見込まれる効果

(1) 区民、地図事業者等

住居表示台帳データの確認をいつでもどこからでも行えるようになり、案内効率および正確性の向上が見込まれる。また、区民等の住居表示台帳の写しの閲覧・交付請求のために来庁する手間や時間、手数料負担の軽減につながる。

(2) 内部事務の削減

住居表示台帳の写しの閲覧・交付請求、電話やメール等での問い合わせが減少することによる事務量の削減が見込まれる。

4 今後の予定

令和7年6月 住居表示条例の改正案の提出

令和7年7月 住居表示台帳の公開型GISによる一般公開
一般公開の開始等について区報、区HP等での広報